

名誉師範の称号に関する訓令

〔最終改正 平成16.3.23 京都府警察本部訓令第6号〕

（称号の授与）

第1条 術科指導室の主席師範又は師範として勤務した者で、京都府警察職員でなくなつた者のうち、柔道、剣道又は逮捕術の指導訓練について、特に功績があり、一般の模範となると認められるものに対しては、京都府警察本部長（以下「本部長」という。）が、京都府警察名誉師範の称号（以下「称号」という。）を授与することができる。

（称号の様式）

第2条 称号は、書状（別記様式）によつて授与する。

（称号の喪失）

第3条 本部長は、称号を授与された者に名誉師範にふさわしくない言動のあつたときは、称号を喪失させることができる。

2 本部長は、称号を喪失させたときは、速やかに書状を返納させなければならない。

附 則

この訓令は、昭和47年3月1日から施行する。

別記様式

第
号

氏
名

柔道（剣道、逮捕術）の指導訓練について特に功績がありますので
京都府警察名誉師範の称号を授与します。

年
月
日

京都府警察本部長

階級 氏 名